

平成 16 年 6 月 15 日

全国銀行個人信用情報センターにおける個人信用情報の取扱いについて

全 国 銀 行 協 会
全国銀行個人信用情報センター

. センターの概要

		概 要
組織		全国銀行協会が設置・運営
創立時期		昭和 63 年 10 月（前身の東京銀行協会個人信用情報センター（昭和 48 年創立）などの各地銀行協会のセンターを統合）
規約等		センター規則、事務取扱要領、審査協議会運営規則
会員		<ul style="list-style-type: none"> 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、政府金融機関など） クレジットカード会社、消費者金融事業者、保証会社、保証協会などの個人に関する与信業務を営む法人で銀行の推薦を受けたもの 会員数：1,561 会員（平成 16 年 3 月末現在）
登録情報の種類	顧客識別情報	氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、勤務先
	取引の内容	取引種類、貸出形式区分、使途区分、担保有無、実行日、金額、最終返済日、残債額、完済・解約・事故日、返済履歴
	事故情報	延滞、代位弁済、強制回収、強制解約、第 1 回目不渡、取引停止処分、保証履行、強制退会 等
	その他	苦情受付コード、照会記録情報、本人申告情報
登録期間		実行情報...契約期間中及び契約終了時点から 5 年間 事故情報...事故日から 5 年間 不渡情報...「第 1 回目不渡情報」は不渡発生日から 6 ヶ月 「取引停止処分情報」は取引停止処分日から 5 年間 照会記録情報...照会日から本人開示は 1 年間、会員への提供は 3 ヶ月間 本人申告情報...申告日から 5 年間
情報交流	提携情報機関	全国信用情報センター連合会、(株)シー・アイ・シー
	交流開始時期	昭和 62 年 3 月
	交流情報・項目	事故情報及び一部の本人申告情報を交流（項目：氏名、生年月日、性別、郵便番号、電話番号、住所、勤務先名、取引種類、使途区分、金額、実行日、事故内容、事故日、取引停止経過表示、調査中の表示、本人申告情報）
平成 15 年度運用概況	保有情報量	7,806 万件（うち事故情報の比率 2.3%）（平成 16 年 3 月末現在）
	照会件数	2,315 万件
	事故情報の登録通知件数	621,758 件
	本人開示件数	53,392 件（全国 47 ヶ所の銀行協会を受付）

個人信用情報の取扱いについて

1. 個人信用情報の登録について

(1) 登録情報

情報の種類

- ・ 顧客識別のための情報（氏名、生年月日、住所など）
- ・ 取引の内容（借入日、借入金額、借入残高、最終返済日など）
- ・ 事故情報（延滞、代位弁済、強制回収など）
- ・ 不渡情報（不渡手形、小切手の振出人名など）
- ・ 本人申告情報（本人確認資料の紛失や同姓同名別人がいるなどの本人申告情報）
- ・ 照会記録情報（会員がセンターに照会した日付など）
- ・ 苦情受付コード（顧客からの苦情を受け付けていることを示すコード）

登録期間

- ・ 原則として5年を超えない期間（前記参照）

(2) 登録の前提条件

- ・ 会員における申込人又は契約者の同意

(3) 登録方法

- ・ 照会端末、磁気テープ又は文書による登録

2. 個人信用情報の提供（＝第三者提供）について

(1) 提供先

- ・ 会員
- ・ 提携情報機関（全国信用情報センター連合会、(株)シー・アイ・シー）の会員
＝事故情報及び一部の本人申告情報を交流

(2) 提供方法

- ・ EDP 接続又は照会端末によるオンラインでの提供
- ・ 磁気テープ、文書による提供

(3) 提供の前提条件

- ・ 会員における申込人又は契約者の同意
- ・ 会員における目的外利用の禁止

3. 個人信用情報の安全管理措置等

(1) 個人信用情報の漏洩等の防止策

会員における安全管理措置

(A) 規則等

- ・ 秘密の保持
- ・ 安全管理措置、内部管理体制整備、従業員の監督
- ・ 違反事案への罰則の適用

(B) 会員への指導

- ・ 研修会の開催
- ・ 個別事案に対する指導・要請

(C) システム対応

- ・ 専用回線による接続
- ・ ID・パスワードによる使用者の特定
- ・ データの暗号化

センターにおける安全管理措置

- ・ 就業規則（業務上知り得た情報の漏洩禁止、罰則）
- ・ 情報セキュリティ・ポリシーの制定、実施
- ・ IDカード・パスワードによる入退室管理

(2) 個人信用情報の取扱いの委託

会員の外部委託について

- ・ センターへの届出
- ・ 委託先の監督

センターの外部委託（コンピュータセンターの運營業務）について

- ・ センターが定める情報セキュリティ・ポリシーの遵守等

4. 情報開示について

(1) 本人からの開示請求（来所又は郵送により受付）

(2) 登録通知状による通知

5. 苦情処理窓口

- ・ 会員
- ・ センター

以 上